

沖縄県北部医療組合公告式条例

令和5年4月1日条例第1号

沖縄県北部医療組合公告式条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合公告式条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、条例等の公布に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、沖縄県北部合同庁舎前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入するものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関が定める規則のうち、公表に要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関が定める規程のうち、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「組合の機関」と、「管理者名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。